

J A M 政策NEWS

2008年2月21日 第2008-28号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

年度末に向けた政府の中小企業対策まとまる

2月20日、政府は関係閣僚による会合で、年度末に向けた中小企業対策をとりまとめました。

現下の認識として、中小企業の景況感が悪化基調にあり、原油価格等の上昇分を製品価格に転嫁できず、利幅の悪化が過去10年間で最大になっていること、中小企業金融は弱含みで、借入難易度指数が2007年の年央あたりから低下傾向にあること、などを指摘。中小企業の経営環境は厳しく、年度末の資金繰りに向けて、対策に万全を期すことが必要として、金融・下請取引等、広報の3つの分野での対策が示されています。

その概要は次の通りです。

金融面での対策

原油・建築関連セーフティネット保証の継続・強化

- ・ 現行対象業種(53)の指定期間を3月31日から6月30日まで延長(2月中)
- ・ 業況の悪化が著しい業種について緊急調査、必要な業種を対象に追加指定(2月中)

小規模・零細事業者の年度末金融の円滑化の推進

- ・ 国民公庫の第三者保証人不要融資制度の融資限度額を2000万円から4800万円に引き上げ(2月中)

年度末の金融繁忙期における中小企業の資金繰りへの配慮要請

- ・ 政府系金融機関等に対し、年度末の資金需要への配慮等を文書で要請(2月中)
- ・ 金融担当大臣・関係閣僚で「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」を開催(2月21日予定)
- ・ 各金融関係団体に対し、中小企業の実態に即した検査のための「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」の趣旨を傘下の民間金融機関に周知徹底するよう要請(2月中)
- ・ 相談窓口として「年度末金融円滑化ホットライン」を開設、寄せられた情報は速やかに金融機関にフィードバックするとともに、検査・監督に活用。

地域の面的再生・活性化に向けた対策

- ・ 地域密着型金融の取組の中で、先進的・普及が望ましい事例集を作成し、周知・広報。

- ・ 中小公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」のような十分な資本金性が認められる借入金は、資本とみなして融資先企業の債務者区分を査定できる旨、金融検査マニュアルを改訂。

下請取引等対策

下請代金法・独禁法の取締の強化

- ・ 事業者に対する書面調査件数の拡大、立入検査の積極的な実施など、下請代金法違反の取締強化。
- ・ 荷主による独禁法違反行為への監視強化のため、物流事業者約3万社を対象に特別の調査を実施。
- ・ 物流事業分野の不当行為に対する調査を専門に行う「物流調査タスクフォース」を速やかに設置。

下請適正取引の推進の徹底

- ・ 「下請適正取引ガイドライン」の策定業種について、トラック運送業、建材・住宅設備業を加え、10業種に拡大(3月末目途)。また、下請取引に係るベストプラクティス集を作成し、周知徹底。
- ・ 下請「駆け込み寺」窓口(下請適正取引推進センター(仮称))を47都道府県に早期開設。
- ・ 建設業法違反に関する通報窓口(駆け込みホットライン)等を周知。

建築確認手続きの円滑化、公共調達の適正化、荷主対策等

- ・ 大臣認定構造計算プログラムの第一号を認定(2月中)。各指定構造計算適合性判定機関等に対し、判定員の速やかな増員を要請。建築確認の審査機関等に最近の運用事例を踏まえた研修を実施。
- ・ 地方公共団体における特別簡易型総合評価方式の導入・拡大等を促進。
- ・ 燃料サーチャージ制の導入、社会保険未加入にたいする処分強化等の具体的施策を検討の上、実施。

広報対策

- ・ 上記の年度末に向けた中小企業対策について、パンフレットを30万部作成し、PRを実施。
- ・ 地方公共団体に本対策を周知し、中小企業向けPRへの協力、地域金融機関との連携等を要請。
- ・ 「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」について、借り手である中小企業への説明会を開催。
- ・ 建築関連中小企業向けの金融支援に関するパンフレットを30万部作成し、PRを実施。

参考までに本対策の本文を添付しましたので、ご参照ください。